



4月の保健だより

令和3年4月1日
宮古島市立東保育所
病後児保育室（72-2089）
担当看護師 竹岡

ご入所、ご進級おめでとうございます。初めて集団生活を経験する子ども達にとっては家庭生活との環境の違いで入所当初は緊張の連続です。在園児も、お部屋や先生が替わり同じように緊張しています。後半になると疲れが出て体調を崩す子が増えてきます。子ども達が、心も体も元気に過ごせるようにみんなでサポートしていきましょう。ご家庭で気付いたことや気になることがありましたらお知らせ下さい。



4月より、初めて保育所に通うという園児もいらっしゃると思います。そこで、今回は保育所のルールをいくつかご紹介しますね。



◎服薬について

止む得ない場合に限り、病院から処方されたお薬のみ保護者の方々に代わって保育士が与薬します。市販薬等はお取り扱いできません。

保育所で薬を与薬させたい時は、与薬依頼票を記入し薬と一緒に担任へ手渡して下さい。その際は、1回分に小分けして持参して下さいね。

与薬日は、病院から処方された期間になりますので、与薬表を確認し記載するようにしましょう。

外用薬等は、担任へその都度相談して下さいね。

※与薬の責任は保護者の責任となります。



◎スポーツ保険

学校・保育所等で怪我をした場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度というものがあります。

保育所の管理下でおきたもので、怪我のみでは無く、脱水、中毒等で療養にかかった費用が5000円以上のものが対象となります。

災害救済給付制度が適応される場合、こども医療費助成は適応されません。

※加入しているかは園によって違いますので、通所されている保育所にご確認下さい。

◎登園届（保護者記入）・意見書（医療機関記入）

保育所では感染性の病気にかかり、治癒後登所する際に保育所に提出する書類があります。病気の種類によって提出するものが変わりますのでご注意下さい。

登園届（保護者記入）	意見書（医療機関記入）
<ul style="list-style-type: none"> ・溶連菌感染症 ・マイコプラズマ肺炎 ・手足口病 ・伝染性紅斑（リンゴ病） ・ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ） ・ヘルパンギーナ ・RSウイルス感染症 ・突発性発疹 ・インフルエンザ・・・報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・麻疹（はしか） ・風疹 ・水痘（みずぼうそう） ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス） ・咽頭結膜熱（プール熱） ・流行性角結膜炎 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・急性出血性結膜炎 ・髄膜炎菌性髄膜炎 ・百日咳 ・結核